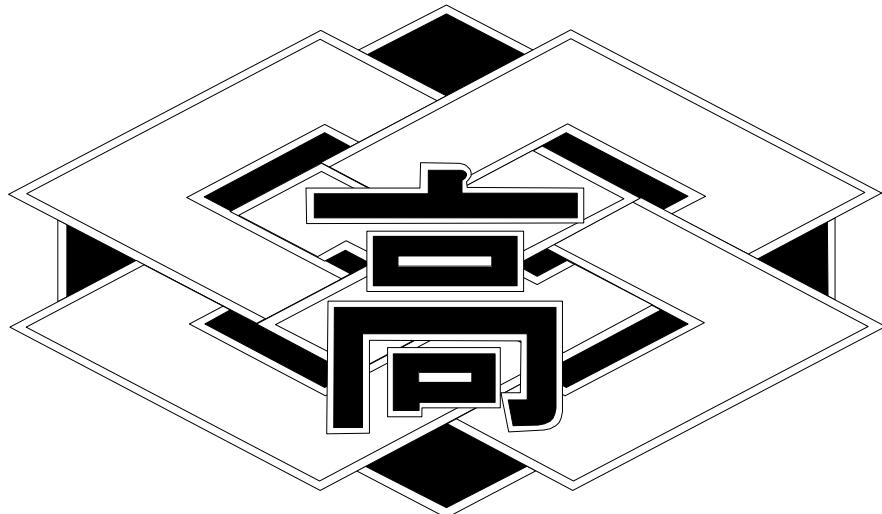


令和 7 年度

生徒手帳



宮城県立支援学校
小牛田高等学園

校訓

明るく・優しく・たくましく

目 次

校訓・目次	1
生徒会規約	2
選挙管理委員会規定	12
生徒心得	17
タブレット端末利用規程	23
生活目標	29
校歌	30
緊急防災マニュアル		

宮城県立支援学校 小牛田高等学園生徒会規約

第1章 総 則

第1条(名称)

本会を宮城県立支援学校小牛田高等学園生徒会と
いう。

第2条(会員)

本会は宮城県立支援学校小牛田高等学園生徒全
体で組織する。

第3条(目的)

本会は本校教育目標にのっとり、会員の生活をより
良くし、将来良い社会人となる素質を養うため、次のこ
とを身につけることを目的とする。

1. 自発的、積極的に行動し、互いに協力する精神
を養う。
2. 自分たちの考えを発表し、進んで問題を処理す
る能力を養う。
3. 会員相互の理解を深め、よりよい生活をきずく
能力を養う。

第4条(活動)

本会は第3条の目的を達成するために次の活動を行ふ。

1. 会員の学校生活の充実、改善をはかる。
2. 各学級・各委員会などの活動の連絡や調整をする。
3. 学校行事や交流、ボランティア活動など積極的に参加する。
4. その他、生徒会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第2章 会議

第5条(会議の種類)

本会は目的を達成するために次の会議をおく。

1. 生徒会総会
2. 役員会
3. 代表委員会
4. 各種委員会
5. 選挙管理委員会
6. 部活動

第6条(会議の構成)

第5条の会議は次の会員で構成される。

1. 生徒会総会……生徒会会員全員
2. 役員会……生徒会役員
3. 代表委員会……生徒会役員・学級委員・
部活動の部長・各委員会の
委員長
4. 各委員会……各学級で選出された委員
5. 選挙管理委員会…各学級で選出された委員
6. 部活動……入部希望生徒

第1節 総 会

第7条(生徒会総会および機能)

生徒会総会は本会の最高議決機関であり、全会員の3分の2以上の出席で成立するものとして、次のことを行う。

1. 予算、決算の承認
2. 役員の承認
3. 会則の改正
4. その他重要事項に関する審議

第8条(総会の招集)

生徒会総会は年2回(原則として5月と2月)開催するほか、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開く事ができる。

第9条(議決)

生徒会総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

第10条(生徒会総会の内容)

生徒会総会は、原則として次の順序で行う。

1. 開会のあいさつ
2. 生徒会会長のあいさつ
3. 校長先生のお話し
4. 議長・副議長選出と承認
5. 生徒会活動報告と承認
6. 生徒会予算報告と承認
7. その他
8. 議長・副議長降壇
9. 校歌斎唱
10. 閉会のあいさつ

第11条(議長の選出)

議長は、会員の中から役員が委嘱する。

第2節 役 員

第12条(役員構成)

本会には次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、監事2名

第13条(役員の選出, 任期)

会長・副会長は会員の公選によって決される。監事は、会員の中から会長・副会長が協議の上、指名し、総会の承認を得て任命する。任期は1年とする。

選出については、別に定める選挙管理規則による。また、生徒会会長が必要と認めたときは若干名の庶務を置くことができる。

第14条(役員の任務)

役員は次の事項を行う。

1. 会長 総会、役員会を招集し、会の運営に必要な協議を行う。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれに代わる。
3. 監事 会計を監査する。

第15条(役員会機能)

役員会は次の事項を行う。

1. 予算案・決議報告の作成

-
- 2. 事業計画の立案
 - 3. 事業計画の執行
 - 4. その他、会の運営に必要な事項の審議

第3節 代表委員会

第16条(代表委員の構成)

代表委員会は、生徒会役員・学級委員・各部活動の部長・各委員会の委員長をもって構成する。

第17条(代表委員会の機能)

代表委員会は役員から委託された事項について審議する。

第4節 学級委員会

第18条(学級委員の構成)

学級委員は、各クラスで1名を選出しなければならない。

第19条(学級委員の任務)

学級委員は役員から委託された事項について、クラス内部で協議しなければならない。

第3章 部活動

第20条(部活動)

全ての会員が一律で加入しなければならないものではなく、会員の自主的・自発的な参加により行われる。部は、運動部と文化部をおき、所属する部は1つとする。各部には、部長・副部長をおき、部長は各部の活発なる活動と円滑なる運営をはかる。また、副部長は部長を助け、必要に応じて部長の代理をつとめる。部長・副部長の任期は1年とする。

なお、三年生は原則11月で引退とする。

第4章 各種委員会

第21条(委員会)

会員は、本会に設けられている委員会のいずれかに必ず所属しなければならない。

委員会は、学級委員会・生活委員会・保健委員会・放送委員会・図書委員会・美化委員会をおく。

各委員会には、委員長・副委員長をおき、委員長は委員会内部の連絡を円滑にし、活動を促進し、執行の責任にあたる。また、副委員長は委員長を助け、必要に応じて委員長の代理をつとめる。

第22条(委員の構成)

委員は、各クラス1名から2名を選出しなければならない。

生徒会役員を除いたクラスの人数が、委員会の数より少ない場合は学級委員会と生活委員会は兼務、保健委員会、図書委員会、美化委員会、放送委員会の順番に1人ずつ配置することとする。

第23条(委員の任期)

各委員の任期は1年とする。

第24条(活動日)

定例の活動は月1回とするほか、各委員会委員長が必要と認めたとき。

第5章 会 計

第25条(会費)

本会の会費は、会員が負担する生徒会会費をもつてこれにあてる。

第26条(会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第27条(管理)

本会の現金の保管、管理は顧問の会計係に委託する。

第28条(予算)

予算は、顧問の指導のもと生徒会役員会にて作成した案を生徒総会に提出し承認を受けなければならぬ。

予算の内訳として、生徒会行事等活動費、委員会活動費、各部活動費、予備費を設ける。

第29条(決算)

決算は、顧問の指導のもと生徒会役員会にて作成し、翌年度最初の生徒総会で報告しなければならない。

第30条(予備費)

予測しがたい予算の不足にあてるため、顧問の指導のもと生徒会役員は予算を作成する時に予備費を設けなければならない。

すべて予備費の支出については、生徒会役員の承認を受けなければならない。

第31条(繰越)

会計年度末に剰余金のある場合は、次年度にこれを繰り越すことができる。

第6章 会則の改正

第32条(改正)

本会則は全会員の3分の2以上の賛成がなければこれを変更することができない。

付 則

1. 本会の規約は、平成15年5月より実施する。
2. 平成25年2月5日規約の一部を改正する。
3. 令和5年12月 11 日規約の一部を改正する。
4. 令和7年 4月1日規約の一部を改正する。

宮城県立支援学校 小牛田高等学園 選挙管理委員会規定

第1章 選挙管理委員会

第1条(目的)

この規定は、宮城県立支援学校小牛田高等学園生徒会規約第2章2節に従い、生徒会役員の選挙が公明かつ適切に行なわれることを目的とする。

第2条(適用範囲)

この規定は、会長・副会長の選挙に適用する。

第3条(定数)

役員の定数は、会長1名、副会長2名とする。

第4条(選挙事務の管理と運営)

(1)選挙に関する事務を行うために選挙管理委員会を設ける。

(2)この会の構成員は、各クラスの中から適当と思う生徒を1名選出する。ただし、生徒会役員と立候補者は、この会の委員にはなれない。

-
- (3)この会には委員長1名、副委員長1名をおく。この役員は委員の中から互選する。
 - (4)委員長はこの会を代表して事務を行う。副委員長は委員長を補佐する。
 - (5)この会は、生徒会顧問教師の指導助言を得て、次の事務を行う。
 - ①生徒会役員改選の告示をし、選挙に関する、いつさいの事務を行う。
 - ②立候補者の届け出の受理と資格の確認をする。
 - ③適正な届け出があった立候補者の氏名、公約などを広報機関を利用して知らせる。
 - ④立候補者が有効に意見を発表できるようにする。
 - ⑤立候補者の選挙運動についての計画と助言と管理をする。
 - ⑥投票と開票に関する仕事を行う。
 - ⑦ポスター、立会演説会の計画と実施を行う。
 - ⑧有効かつ適正に選挙が行われるための心構えを定める。
 - ⑨立候補者に対して、選挙運動についての説明を行う。

第2章 選挙権と被選挙権

第5条(選挙権)

生徒会の会員が選挙権を有する。

第6条(被選挙権)

会長・副会長については2年生が被選挙権を有し、副会長については1年生が被選挙権を有する。

第3章 立候補者と立候補の手続き

第7条(立候補者の手続き)

- (1)立候補者の氏名をこの会に登録する。
- (2)責任者は、立候補者の選挙運動に対して責任を持つ。
- (3)この会に弁士として登録した者が、立会演説会で応援演説ができる。
- (4)この会に運動員として登録した者が規定にしたがって選挙運動ができる。

第4章 選挙運動

第8条(選挙運動期間)付箋

選挙運動の期間は、立候補者への説明会の翌日から選挙投票日の前日までとする。
ただし、この会で当日投票の前に行う演説は認める。

第9条(文書、ポスターの届け出)

選挙運動に使用することを目的とする文章・ポスターなどは使用する前に、この会に届け出をし、承認されなければならない。

第5章 投票と開票

第10条(投票)

投票は立会演説会後、この会の指示する方法や場所で行う。

第11条(開票)

(1)会長(1年は副会長)候補者の中から投票数の多い順に会長(2年1名)、副会長(2年1名・1年1名)を当選とする。

(2)開票の結果、同数の場合はくじ引きとする。

第6章 規定の改正

第12条(改正)

この規約の改正は、生徒会会則の改正に準ずる。

付 則

- 1 この規約は、平成15年5月より実施する。
- 2 令和5年12月 11 日規約の一部を改正する。

生徒心得

本校生徒として、
『明るく・優しく・たくましく』
の校訓のもとに、将来社会の一員
として生活できる人間になるよう
努力する。

1 挨拶・礼儀

- 明るく元気な声で挨拶を行うこと。
- 友達や目上の人に対する正しい言葉づかいで話すこと。
- 場の雰囲気を考えて発言すること。

2 規 律

- 学校の規則と社会の規則・法律を守ること。
- 他人に迷惑をかけないようにすること。
- 他人の物を無断で使用しないこと。
- 学校内外の公共物は丁寧に扱うこと。

3 通 学

- 登下校中は、交通規則やマナーを守ること。
- 乗車マナーを守り、他人に迷惑をかけないこと。
- 原動機付自転車（電動キックボードを含む）、普通自動車を運転しての通学は認めない。

4 学校生活

- 8時25分までに登校すること。
- 欠席、遅刻をする場合は、保護者から学校に連絡すること。
- 特別な事情がない限り、16時50分までに完全下校すること。

5 私物の管理

- 自分のロッカー内は常に整理整頓を行い、施錠して管理すること。

6 アルバイト

- 学生の本分は学業にあると考えるので、禁止とする。

7 外 出

- 深夜の外出は厳に慎むこと。やむを得ない場合は、保護者または監督者の付き添いを必要とする。無断外泊は、いかなる場合であっても認めない。

- 大きな災害が発生した際には、緊急防災マニュアルや防災カレンダーを見て行動すること。

8 携帯電話の学校内への持込み

- 携帯電話の学校内への持込みは許可願いを出し、許可を得ること。

- 携帯電話の学校内への持込み許可は、通学時に保護者との連絡のみに使用する事を条件とする。

- 学校内での携帯電話の使用は禁止する。

- 携帯電話は登校後、各自のロッカーに入れて施錠して管理する。

- 寄宿舎生は、帰舎日に寄宿舎職員室に預ける。

9 交友について

- 人との付き合いは、相手に対する思いやりを忘れず、社会自立を目指す本校生徒としての自覚をもって交友すること。
- メール・ライン・SNS・手紙のやり取りなどは、常識の範囲内で行うこと。

10 自動車などの免許取得

- 原動機付自転車免許の取得は、本人と保護者が担任に相談し許可願いを提出し、許可を得ること。
- 普通自動車免許の取得は、事業所からの指定求人票またはそれに準ずる通知を受けるか、事業所からの要望のある生徒に許可する。
- 上記の事由により自動車学校へ入学しようとする生徒は、本人と保護者(保証人)が担任に相談し、許可願いを提出して許可を得ること。
- 自動車の免許取得後は、小牛田高等学園を卒業するまでは自動車を運転しないこと。

11 身なり

- 制服の着こなしや頭髪は、リクルートスタイルを基本とし、現場実習や面接の場にふさわしくないものは禁止とする。具体的な内容については別に定めるものとする。
- 冬服期間は10月1日から5月31日まで、
夏服期間は6月1日から9月30日までとする。
(※5月1日から5月31日、10月1日から10月
31日を移行期間とする。移行期間については、夏服も許容する。)

【冬服】

- ・指定の制服、ワイシャツ、ネクタイ、またはリボンを着用する。(市販のワイシャツ可)

【夏服】

- ・指定のスラックスかスカートとし、ワイシャツかブラウス(長袖または半袖)を着用する。
(市販のワイシャツ可)
- ・ネクタイまたはリボンは必要に応じて着用する。

〔その他〕

- ・靴下は、黒・紺の単色(ワンポイント可)とし、くるぶしがかくれるスニーカー丈から膝下のハイソックス丈までとし、黒タイツも可とする。
- ・靴は革靴(黒か茶)または運動靴を着用する。
- ・セーターを着る場合は、学校指定のセーターを着用すること。制服の中に着る場合は、袖口や裾が制服から出ないように着用する。
- ・オーバーコートやジャンパー類は、通学にふさわしいものとする。

【運動着】

- ・指定の運動着(長袖または半袖)を着用する。
寒いときはウインドブレーカーを着用する。

学習用タブレット端末利用規程

1 目的

本規定は、学習用タブレット端末（以下、本端末という）の利用に伴う、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失を防止し、学習ツールとして活用することを目的に定めるものである。

2 対象者

宮城県立支援学校小牛田高等学園に在籍する生徒で本端末を利用する全ての者。

3 本端末を利用するにあたって

- (1) 本規定の運用についての管理責任者を校長とする。管理責任者は本端末を適正に運用するため、情報担当者を指定し、業務を行わせることができる。
- (2) 本端末は、就学奨励費の対象として購入されたものを原則とし、保護者の了承の上、管理責任者が認めた者に限り使用を許可する。個人所有のタブレット端末及びスマートフォンは、校内（寄宿舎も含む）で使用しない。
- (3) 保護者及び生徒は、本規定を確認の上、入学時

に「利用に関する同意書」を提出すること。

(4) 管理責任者は、本規定の禁止行為並びに学習活動に不必要的行為を行った生徒には、指導・支援を行う。その指導・支援に生徒が従わない場合、本端末の利用を制限することができる。

(5) 本端末の利用に関して本規定に定めのない事項については、宮城県セキュリティ対策基準、並びに県の指導指示に従い、必要な場合は管理責任者及び情報担当者による協議の上、対処するものとする。

4 遵守事項

(1) 本端末の利用について

① 本端末は学習教材であることを前提とし、学習に必要なないことに使用しないこと。また使用しないときは各自の責任において自己管理すること。

② 本端末を利用する際は、生徒に配布したアカウントによってのみ使用する。

③ 本端末は、学習教材として適正に使用するため、スクリーンタイム等の本体設定またはアプリケーションにより、不要なアプリのインストールやアプリ内課金を不可にするなどの措置を取らなければな

らない。また、管理責任者が動作履歴や電子メール等の使用履歴を確認する場合があることを了承すること。

- ④学習上、不必要的個人情報の入力、クレジット情報やプリペイドカード等による不要な入金はしないこと。
- ⑤本端末において、個人的なアカウント、メール、クラウドサービス、SNS は利用しないこと。
- ⑥本端末は、原則として休み時間や放課後は使用せず、使用の場合は学級担任、教科担任または部活動顧問の指示に従うこと。
- ⑦本端末の本体に貼付されているシールは、剥がしたり、書き込んだりをしないこと。
- ⑧本体を保護するため、カバー及び保護フィルムを必ず装着すること。
- ⑨管理責任者は、不正なアプリケーション等が入っていないか、OS 等の更新状況、本規定を遵守した利用状況かどうかについて、定期的に本端末を確認していく。

(2) 本端末に導入するアプリについて

- ①本端末は、学校が定めるアプリケーション以外にインストール(導入)はしないこと。

-
- ②本端末のアプリケーションは、学校の許可を得ることなくアンインストール(削除)しないこと。
 - ③アプリケーションをインストールする必要が生じた場合は、学級担任等に相談すること。生徒本人の学校生活等において必要であると判断できる場合は、管理責任者が許可する。

(3)本端末の他者への利用制限

- ①ロック機能(パスコード等)を有効にし、第三者が無断で利用できないようにすること。
- ②ロック機能は、学校が定めたとおりに使用し、ロックの解除方法が第三者に漏れないようにすること。
- ③本端末は、共用利用ではないので、他者との貸し借りはしないこと。

(4)情報モラル・セキュリティに関する事項

- ①インターネット上に自宅住所や電話番号、各種アカウント・パスワード等を記載しないこと。
- ②個人を特定できる情報(①の内容や他人の顔写真等)を公開しないこと。
- ③他人に自分のアカウントやパスワードを教えたり、使用させたりしないこと。
- ④他人のアカウントやパスワードでクラウドサービス

等を使用しないこと(なりすまし行為の厳禁)。

- ⑤インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言をしないこと。
- ⑥アダルトサイトやオンラインショッピングなど学習する上でふさわしくない接続はしないこと。
- ⑦他人の著作権を侵害するような行為をしないこと(写真や画像、イラストなど含む、文献の使用)。
- ⑧その他、情報セキュリティに脅威を及ぼす行為及びそれを疑われる行為はしないこと。
- ⑨インターネット上のトラブルや、不審な通知が届いた場合は、直ちに学級担任等に連絡すること。

(5) 校外及び寄宿舎での利用時の注意事項

- ①本端末は、原則として令和7年4月から自宅または寄宿舎への持ち帰りとする。
- ②登校後は他の貴重品と同様に、紛失や盗難の被害に遭わないように自己管理する。
- ③本端末の充電について通学生は自宅で行うことを中心とし、寄宿舎生は寄宿舎指導員の指示のもと、指定された場所で充電を行う。
- ④破損や紛失があった場合には自己責任となる。修理が必要となった場合には、情報担当者から修理依頼業者に連絡を取り、その旨を該当生徒

の保護者あてに通知する。

- ⑤登下校中は安全面から歩行中の使用を禁止とし、公共の場において使用する場合は周囲への影響を十分に考慮すること。
- ⑥家庭内に安全な Wi-Fi 環境があれば、パスワードを適切に設定しこれを利用すること。
- ⑦駅構内やコンビニ等にあるフリー Wi-Fi 等は、ID 乗っ取りの危険があるのでつながないこと。
- ⑧寄宿舎生は、「入舎のしおり」や「寄宿舎生活ガイドブック」に記載のルールを順守の上、寄宿舎指導員の指示に従い、必要に応じて本端末を使用すること。

(6) 保守管理

以下の場合は、すみやかに教職員(学級担任など)及び保護者へ連絡すること。

- ①紛失、端末の毀損、故障又は盜難にあったとき。
- ②本端末が正常に作動しなくなったとき。
- ③ID、パスワードが第三者に漏洩したとき、又はそのおそれのあるとき。
- ④データの改ざん・抹消、不正使用・アクセス、ウイルスの侵入等、又はそれらのおそれのあるとき。

生 活 目 標

月	生 活 目 標
4月	5分前行動を心がけよう。
5月	きちんとした挨拶・言葉づかいを心がけよう。
6月	清潔な身だしなみを心がけよう。
7月	整理整頓を心がけよう。
8～9月	5分前行動を心がけよう。
10月	のぞましい友達づきあいを考えよう。
11月	目上の人との言葉づかいを身に付けよう。
12月	自分から進んで仕事に取り組もう。
1月	5分前行動を心がけよう。
2～3月	相手の立場を考えて行動しよう。

校 歌

作詞・作曲 さとう宗幸

「ふるさとに生きる」

mp

ながれるかわをみようゆきげのみす
 をきらかなーともひとみか一がや
 ふるさとのだいちにさくきせつのはな
 をいとおしむこころでいき一てゆ

一、流れる川を見よう 雪解の水を
 晴らかな友の 腊かがやく
 ふるさとの大地に咲く 季節の花を
 愛おしむ心地で 生きていく

II、過ぎゆく時を見りぬ 帰りてゆう
 光さす明日へ 夢ある未来へ
 ふるさとの空を染める 虹の彼方へ
 翔ひたりあたはは たぐまじへ

Ra Ra Ra . . .
 Ra Ra Ra . . .

ふるさとの山よ川よ 空よ風よ
 うたうえ高らかに われらは今
 うたうえ高らかに われらは今

◆ 緊急防災マニュアル ◆

えきいん ちいき よ したが ひなん
駅員や地域の人の呼びかけに従い避難しなさい。

①【駅】安全を確保しその場所を動かない。駅員の指示があったらそれに従い指定の

ひなんばしょ ひなん
避難場所などに避難する。

②【駅以外】安全を確保し、駅や警察、市役所(役場)などの公共の施設に向かい避難させてもらう。

ちいき 上 したが してい ひなんばしょ ひなん
③その地域の人の呼びかけに従い指定の避難場所に避難する。

けいたいでんわ こうしゅうでんわ れんらく いえ がつこう
④携帯電話や公衆電話で連絡する。(家、学校)

がつこう きんきゅう へんしん
⑤学校からの緊急メールに返信する。

さいがいでんごん じぶん ぶじ ろくおん
⑥災害伝言ダイヤルに自分は無事(今、どこにいるか)だということを録音する。

さいがいでんごん でんわ がつこう でんごん き
⑦災害伝言ダイヤルに電話し学校からの伝言を聞く。

※災害伝言ダイヤルへのかけ方

じぶん ぶじ がつこう いえ し
【自分の無事を学校や家に知らせる】

1『171』にダイヤルする。(電話の声を聞く)

2『1』を押す。(電話の声を聞く)

3①『0229-32-2112』の番号を押す。(通じない場合は②へ)

②『0229-32-2803』の番号を押す。(通じない場合は③へ)

③『0229-32-2040』の番号を押す。(通じない場合は①へもどる)

4『1#』を押す。

5『メッセージを録音する』

ねん なまえ いま ばしょ じぶんいがい こごた せいと なまえ じぶん じょうきょう ろくおん
「〇年、名前、今いる場所(自分以外の小牛田の生徒の名前)自分の状況」を録音する。
お しゅうりょう
9#を押して終了。

【学校からの連絡を聞く】

1『171』にダイヤルをする。(電話の声を聞く)

2『2』を押す。(電話の声を聞く)

3 ①『0229-32-2112』の番号を押す。(通じない場合は②へ)

②『0229-32-2803』の番号を押す。(通じない場合は③へ)

③『0229-32-2040』の番号を押す。(通じない場合は①へもどる)

4『1#』を押す。(学校からの連絡が聞こえる)

5 続けてもう一度聞きたいときは『8#』を押す。(終了)

注意:あわてないで、電話の声のとおり番号を押すこと。

『携帯電話を持っていない人は！』

近くにいる人にお願いして電話をしてもらう

宮城県立支援学校（軽度知的障害）

小牛田高等学園の（ ）です。

誠に申し訳ございませんが、災害伝言ダイヤルに

（ ）は『無事』と伝言をお願いします。

